

広島県告示第六百八十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第二項で準用する同法第十五条第四項の規定によって、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 申請の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

申請者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者の氏名を含む。）	株式会社江能産業 代表取締役 村元 淳二
申請者の住所又は主たる事務所の所在地	広島県江田島市江田島町鷺部四丁目二番五号

二 申請年月日

平成二十九年十月二日

三 申請の内容

1 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島県江田島市大柿町飛渡瀬字落走四二五六番四外一八筆

2 産業廃棄物処理施設の種類

安定型産業廃棄物最終処分場

3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち、石綿含有産業廃棄物を含む。）

四 当該申請に係る申請書類等の縦覧の場所、期間及び時間

当該申請に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類について、次のとおり縦覧に供する。

1 縦覧場所

広島県西部厚生環境事務所呉支所衛生環境課、江田島市市民生活部環境課

2 縦覧期間

平成二十九年十二月十四日から平成三十年一月十五日まで。ただし、広島県の休日を含むものを除く。を除外する。

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出先及び提出期間並びに意見書に記載すべき事項

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項（法第十五条の二の六第二項で準用する同法第十五条第六項）の規定によって、次のとおり生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書の提出先

〒七三七―〇八一― 広島県呉市西中央一丁目三番二五号 広島県西部厚生環境事務
所呉支所衛生環境課

2 意見書の提出期間

平成二十九年十二月十四日から平成三十年一月二十九日まで。ただし、県の休日を除く。

3 意見書に記載すべき事項

- (一) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の対象となる申請の概要（前記一、二及び三に掲げる事項を記載すること。）
- (三) 当該施設の設置に関する利害関係の内容
- (四) 生活環境の保全上の見地からの意見